

税務署からの お知らせ

確定申告書は、
自分で作ってお早めに！

所得 税

申告書受付 2月16日(月)～3月16日(月)

平成20年分所得税の確定申告の受け付けが始まります。確定申告書は、「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」を参考に自分で作成し、お早めに提出してください。

【申告が必要な方】

- ①事業をしている方
- ②土地や家の売却や賃貸収入のある方
- ③給与収入のある方で年末調整を行っていない方
- ④年金収入のある方など

消費 税

申告期限 3月31日(火)

平成18年分の課税売上高が1千万円を超えている個人事業者の方は、原則として平成20年分消費税及び地方消費税の申告が必要となります。

申告が必要かどうかご不明な方は、お早めに税務署にお問い合わせください。

自宅が窓口！e-Tax

e-Taxとは、インターネットを利用して申告や納税、各種申請・届出などができる便利なサービスです。



今年のポイントは・・・

- ①ホームページから電子申告
- ②最高5千円の税額控除
- ③添付書類の提出省略
- ④還付金がスピーディー
ぜひ、ご利用ください。

詳しくは、**確定申告**で
検索を!!

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

問合せ先 根室税務署 TEL(23)3261番



されているなど一定の要件を備えている方は、公的年金等の所得に係る住民税を、年6回支給される年金から天引きする(特別徴収)制度が開始されます。

なお、公的年金等以外に給与所得や事業所得など他の所得がある場合は、これらに係る住民税は、給与からの特別徴収または自分で納付する普通徴収に分けて納付するこ

とになります。

【住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除) 申告のお知らせ】

平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居され、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、税源移譲が実施されたことに伴い、平成20年分の所得税からこの控除額全額を控除することができなかつた方は、控除できなかった金額を翌年度の住民税から控除することができます。

該当する方は、平成21年1月1日現在の住所地の市町村長に、所定の申告書を提出し

なければなりません。

確定申告をされる方とされない方では申告書の様式や申告方法が異なりますので、詳しくは市役所または根室税務署にお問い合わせください。

①確定申告をされる方

「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書(所得税の確定申告書を提出する納税者用)」を確定申告書と併せて提出してください。該当市町村には税務署から回付されます。

②給与収入のみで年末調整が行われているため確定申告する必要がない方

「市町村民税・道府県民税

住宅借入金等特別税額控除申告書(年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用)」を該当市町村に提出してください。

③申告期限は、平成21年3月16日までです。

【確定申告書は自書作成】

申告会場では、所得税の確定申告も同時に受け付けますが、確定申告書は申告する方が自身が記入するか、パソコンの自動申告書等作成システム(市役所ロビーに設置)を使用し作成していただきますのでご留意願います。